

家畜衛生広報



ながの

長野家畜保健衛生所
北信家畜畜産物衛生指導協会
〒380-0944 長野市安茂里米村1993
Tel 026-226-0923 Facs.026-227-2665
E-mail: nagakachiku@pref.nagano.jp

動物用医薬品の残留を防ぎましょう

本年 6 月に市場の鶏卵から基準値を超える合成抗菌剤(トリメトプリム)が検出され、命令による回収と自主回収分をあわせて**百万個を超える鶏卵の回収**が行われた事例がありました。
当該事例については裏面をご覧ください

流通食品で動物用医薬品等の残留が確認された場合には、社会的にも大きな影響が懸念されますので、動物用医薬品等は適正に使用しましょう。

再確認！ 要指示医薬品と使用規制対象医薬品

<p>要指示医薬品</p> <p>ワクチン、抗菌性物質、ホルモン剤など (薬事法第 49 条に基づく要指示医薬品)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 容器などに「注意-獣医師等の処方せん・指示により使用すること」または「要指示」の文字が記載。 獣医師の診察に基づく処方せんの交付または指示を受けた者以外には販売できません。 処方や指示の内容に従って投与しましょう。
<p>使用規制対象医薬品</p> <p>抗菌性物質、特定の成分など (薬事法第 83 条の 4 に基づく動物用医薬品の使用の規制の対象医薬品)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 容器などに「使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品」である旨が記載。 使用する者が遵守しなければならない基準(使用基準) 対象動物、用法及び用量、使用禁止期間等の基準が定められています。

(トリメトプリムは、要指示医薬品かつ使用規制対象医薬品です。)

動物用医薬品の残留を防止し、安全で安心な畜産物を生産するためにもう一度次の点を点検しましょう。

- 1 要指示医薬品は、獣医師の処方や指示に従い使用していますか？
投薬中・出荷制限期間中の家畜には表示をし、間違えないようにしましょう。
 - 2 添付文書をよく読み、「用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意」に従い使用していますか？
 - 3 対象家畜や使用時期が定められた飼料を正しく使用していますか？
 - 4 動物用医薬品の購入状況や使用状況等を記録保管していますか？
飼料の購入伝票や給与記録
自給飼料などへの農薬散布記録
動物用医薬品の購入記録や使用記録
動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書
- 保管した書類・記録は問題が発生したときの重要な資料となります。

【参考事例】(岐阜県報道発表資料から抜粋・加筆)

食品衛生法に基づく規格基準違反の「鶏卵」の回収について

2007.6.30
岐阜県発表資料

名古屋市が行った動物用医薬品の残留検査において、6月29日に、岐阜県内の業者が選別包装した鶏卵より食品衛生法で定める基準値を超える合成抗菌剤(トリメトプリム)の残留が判明した旨、同市より連絡があった。

このため、卵選別包装業者を所管する岐阜保健所は、6月30日、当該業者に対し食品衛生法に基づき当該鶏卵の回収を命じた。

また、合成抗菌剤が検出された鶏卵は、6月11日の午前中に集荷選別包装されていることから、岐阜県農政部畜産課では、当該出荷農家5戸(県内3、愛知2)について、岐阜県内農家の所管家畜保健衛生所及び愛知県を通じ、それぞれ原因究明の調査に当たった。その結果、岐阜県内の生産者の1戸でトリメトプリムの購入・在庫実績を確認したので、その使用状況の詳細について確認中。

- 1 違反内容 食品衛生法第11条第2項違反(食品中の基準値を超える合成抗菌剤の残留)
合成抗菌剤トリメトプリム 0.04ppm 検出(基準値:0.02ppm以下)
- 2 措置 6月30日、岐阜保健所では卵選別包装業者に対して、食品衛生法第54条に基づき当該鶏卵の回収を命じた。
- 3 回収品の概要 (1) 名称 鶏卵
(2) 賞味期限 2007年6月26日
(3) 包装形態 合成樹脂製パック(10個入り)等
(4) 回収対象品 6月11日午前中に出荷した約54,000個
(5) 回収期限 平成19年7月13日
- 4 その他 卵選別包装業者は、6月11日以降6月29日までに出荷した鶏卵についても自主的な回収を実施。

合成抗菌剤の残留がみられた「鶏卵」に係る出荷養鶏場の調査結果について

2007.8.16
岐阜県発表資料

6月29日、岐阜県内の卵選別包装業者から名古屋市中央卸売市場に出荷された鶏卵に食品衛生法で定める基準値を超える合成抗菌剤(トリメトプリム)の残留が判明し、その原因究明を実施してきたところですが、その結果について、次のとおりお知らせします。

- 1 概要 合成抗菌剤が検出された鶏卵の集荷選別包装の時期に出荷されていた県内関係養鶏農家3戸を対象に、家畜保健衛生所において薬事法に基づく立入検査を実施し、その原因究明を行ってきた。
その結果、1戸の養鶏農家において、産卵鶏に対しては使用が禁止されている動物用医薬品が使用されていたことを確認した(薬事法第83条の4第1項違反:動物用医薬品の使用対象動物以外への使用)。
- 2 当該農家の概要 ・農家:岐阜市内の養鶏農家(今回の事案を受けて既に廃業)
・飼養羽数:採卵鶏10,500羽〔成鶏(産卵鶏)7,500羽、育成鶏3,000羽〕
・出荷量:鶏卵 350~360kg/日
- 3 経緯 ・平成19年6月6日より、産卵鶏に使用してはいけない動物用医薬品であるトリメトプリム製剤をロイコチトゾーン病予防(鶏の寄生虫病のひとつ)のため、飼料に添加して産卵鶏に給与。
・鶏卵については、残留が判明した6月29日から出荷自粛。

【参考】トリメトプリムについて

トリメトプリムは、豚や鶏の寄生虫や細菌疾病の治療、予防に使用されますが、使用禁止期間が定められています。また、生後4か月を超える豚や採卵鶏への使用は認められていません。使用に当たっては、獣医師の指示に従ってください。

問い合わせ・連絡先 長野家畜保健衛生所 保健衛生課(担当:宮本文世、山本 修)